



平成二十九年十一月二十二日

皇紀2677年  
(西暦2017年)  
第157号

発行：淀姫神社社務所  
〒859-4501  
松浦市志佐町浦免632  
TEL・FAX 0956-72-0653

寒い日が続いていますね

# 秋祭りシーズン真っ盛り

これを書いているのは十一月二十二日です。朝晩だけじゃなく、日中も平年より気温が低い日が続いています。この時期にこんなに寒い日が続くのは、ずいぶんと久しぶりだそうですね。皆さまにはいかがお過ごしでしょうか。

神社の方はというと、秋祭りシーズン真っ盛りです。各地区の氏神様産土神様のお祭りが目白押しです。今年の実りの豊かさを神さまに感謝し、地区の皆さまと共に、年に一度のお祭りを奉仕したいと思えます。



# 平成三十年賀寿早見表

来年のことを言うと鬼が笑うと申しますが、今年もあと残すところひと月あまりとなり、そろそろ来年のことを言っても大丈夫なはず。

ということ、今回は来年に厄年や還暦のお祓い、また長寿のお祝いをされる方の、生年早

見表を掲載いたします。

## ◆男性・四十一歳入厄の方

晴厄  
昭和五十三年生まれ  
昭和五十二年生まれ

## ◆女性・三十二歳入厄の方

晴厄  
昭和六十二年生まれ  
昭和六十一年生まれ

## ◆男女・六十一歳還暦の方

明け  
昭和三十三年生まれ  
昭和三十二年生まれ

## ◆古希(七十歳)の方

昭和二十四年生まれ

## ◆喜寿(七十七歳)の方

昭和十七年生まれ

## ◆傘寿(八十歳)の方

昭和十四年生まれ

## ◆米寿(八十八歳)の方

昭和六年生まれ

以上の年号にお生まれになった方が、厄年や還暦、また長寿祝いの対象になります。どうぞご参考になさってください。

なお、この年号で数える年齢は「数え年」での年齢となっています。なので、一般的に使われている満年齢とは必ずしも一致しません。

# 「数え年」のおさらい

ここでもう一度「数え年」についてのおさらいです。

## ◆「数え年」

生まれたその年を一歳と数える。一月一日から十二月三十一日の日に生まれても、「一歳」です。十二月三十一日に生まれた場合でも、一日経って年明けの一月一日を迎えると「二歳」となります。つまり「数え年」とは、生まれた日付にかかわらず、生まれた年が「一歳」であるという考え方です。

現在の「満年齢」では、誕生してから一年は「0歳」で、誕生日を迎えたら「一歳」になるという考え方です。

神社では基本的に数え年でお祓いやお祝いをしますが、絶対に数え年で受けなければならぬということはありません。お気持ちがあれば、満年齢でも大丈夫です。

淀姫神社インターネット公式サイト「淀姫神社WEB」 <http://yodohimejinja.com/>

各種最新情報・blog「淀姫日記」にて「お祭りレポート」などなど、内容盛りだくさんでお送りしています。ぜひともチェックしてくださいませ。